

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

商務部など、新エネルギー車(NEV)の輸出を後押しする指針を公表

商務部は2024年2月7日、工業情報化部、財政部、中国人民銀行(PBOC)、国家金融監督管理総局(NFRA)などと連名で『新エネルギー車の貿易協力の健全な発展支援に関する意見』を公表しました。この意見は新エネルギー車の輸出について、国際的な運営能力とレベルの向上や、国際的な物流システムの整備、金融支援の強化など6つの方面から18措置を打ち出しました。海外での研究開発の協力展開やネットワークの整備、クロスボーダー人民元決済サービスの利便化、海外出展の支援、公共サービスの提供強化、国際標準化活動と認定結果の相互承認の推進などに関する内容を盛り込みました。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ 『会社法の登録資本金登記管理制度の実施に関する国务院の規定(パブコメ稿)』の意見公募に関する国家市場監督管理総局の公告
(国家市場監督管理総局、2/6)

産業政策

- ✓ グリーン電力証書と省エネ・炭素排出削減政策の協働強化、非化石エネルギー消費の促進に関する国家発展改革委、国家統計局、国家エネルギー局の通知
(国家発展改革委員会など、2/2)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

商務部など、新エネルギー車(NEV)の輸出を後押しする指針を公表

商務部は2024年2月7日、工業情報化部、財政部、中国人民銀行(PBOC)、国家金融監督管理総局(NFRA)などと連名で『新エネルギー車の貿易協力の健全な発展支援に関する意見』¹⁾(以下、意見)を公表しました。この意見は新エネルギー車(以下、新エネ車)の輸出について、国際的な運営能力とレベルの向上や、国際的な物流システムの整備、金融支援の強化など6つの方面から18措置を打ち出しました。海外での研究開発の協力展開やネットワークの整備、クロスボーダー人民元決済サービスの利便化、海外出展の支援、公共サービスの提供強化、国際標準化活動と認定結果の相互承認の推進などに関する内容を盛り込みました。

意見の主な内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表1】意見の主な内容

項目	主な内容
①国際的な運営能力とレベルの向上	1. 海外での研究開発の協力を奨励 ➢ 新エネ車メーカー及び関連企業が海外に研究開発拠点を設置し、海外の研究機関、産業クラスターなどと戦略的協力関係の構築に積極的に取り組み、新エネ車のグローバル・イノベーションネットワークに融合し、新エネ車の設計、研究開発及びエンジニアリング技術などの面におけるイノベーション能力を向上させることを奨励する。
	2. 海外業務展開における法令順守性を向上 ➢ 業界団体、シンクタンクなどが新エネ車及び動力電池に関する海外事業のコンプライアンス研修を展開することを奨励する。新エネ車及び動力電池分野の市場参入、環境保護、データ保護、知的財産権保護などの政策・法令規則を密接にフォローし、国別の貿易ガイドラインを編集・発行する。 ➢ 関係機関、業界団体が新エネ車及び動力電池分野における低炭素化関連基準の研究を展開するよう指導し、カーボンフットプリント管理などに関する特別研修を実施する。
	3. ローカル志向で海外関連企業との協力を強化 ➢ 新エネ車メーカー及び関連企業が自らの優位性を生かし、海外で技術協力をを行い、各方面が共同参加・共有するサプライチェーンを構築するよう促す。 ➢ 業界団体が海外市場に対する研究を強化し、市場規模、貿易の潜在力、消費構造、産業の補完性、カントリーリスクなどの要素に基づき、新エネ車メーカー及び関連企業による国際協力の最適化を指導することを奨励する。
	4. 海外保守などのアフターサービス能力を強化 ➢ 新エネ車メーカーが自ら海外販売・アフターサービスネットワークの整備を行い、デジタル技術を活用して遠隔診断、技術サポートなどのサービスを展開することを支援する。 ➢ 新エネ車メーカーが海外保守をめぐり動力電池などの関連企業との協力を強化し、技術者の研修を実施し、保守サービスのレベルを高めるよう促す。
	5. グローバル人材を積極的に育成 ➢ 業界団体、大学、シンクタンクが新エネ車のグローバル化に対する研究を強化し、特別研修を実施し、企業社員の国際市場開拓能力を向上させることを支援する。

¹⁾ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202402/20240203472074.shtml>

【図表1】意見の主な内容（続き）

項目	主な内容
②国際的な物流システムの整備	<p>6. 輸送管理を最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新エネ車及び動力電池などの輸出手続きを最適化し、対応時間を短縮し、業務効率を高める。 ➢ 新エネ車及び動力電池の輸送に関する国際海事機関（IMO）の国際標準・規則の策定に積極的に参加する。乗用車コンテナ積載輸送技術標準を策定・公表する。 ➢ 新エネ車及び動力電池メーカー、物流企業が危険貨物の水上輸送関連規則に基づき輸出輸送申告を適切に行うよう指導し、関連企業に対し定期的に研修を実施し、申告業務の効率を向上させる。 <p>7. 輸送保障とサービスを強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 海運企業が RORO 船の規模を適切に拡大するよう誘導し、コンテナ、パルプ船などを活用した柔軟な輸送方式を奨励する。海運企業と新エネ車メーカーが共同で海外市場における倉庫・物流資源を統合し、関連施設の共有を強化し、多様な方法で輸出車両の末端流通における支障をなくすことを奨励する。 ➢ 海運企業が新エネ車向け RORO 船の便数と航路を増加させることを奨励し、新エネ車輸出の安全性、円滑化、効率化を確保する。 ➢ 業界団体が海外市場における関係機関と長期的な協力関係を構築し、物流サービスの国際標準化をめぐる協力を展開することを支援する。
③金融支援の強化	<p>8. 与信支援方式を最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 銀行が新エネ車の周辺産業に向けて商流ファイナンスサービスを提供することを奨励する。 <p>9. 輸出信用保険の役割を十分に発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新エネ車及び動力電池などの業界に向けた輸出信用保険のリスク許容度を妥当な水準に設置する。 ➢ 条件を備える保険会社が銀行、関連企業に信用調査とカントリーリスクの研究サービスを積極的に提供することを奨励する。 <p>10. 企業の為替リスク回避意識と能力を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 銀行が新エネ車及び動力電池メーカーの為替リスク回避の需要を満たすため、関連金融商品とサービスを最適化することを奨励する。 ➢ 各地、業界団体による新エネ車及び動力電池メーカーの為替リスク回避に関する研修、コンサルティングなどの公共サービスの提供を後押しする。 <p>11. クロスボーダー人民元決済を利便化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 銀行がクロスボーダー人民元決済規模を拡大することを奨励し、新エネ車メーカー及び関連企業をハイレベルの貿易投資利便化制度の試行対象に組み入れ、業務手続きを簡素化することを支援する。 ➢ 銀行が新エネ車メーカーに対し人民元融資、決済などを含む総合的な金融サービスを提供することを奨励する。
④貿易促進活動の最適化	<p>12. 企業によるビジネス活動の展開を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ MICE、業界団体などが海外において新エネ車関連展示会を開催し、PR 活動を展開することを奨励する。企業によるグローバルブランドの樹立を支援する。 <p>13. 公共プラットフォームのサポートを強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業界団体、シンクタンクが新エネ車公共サービスプラットフォームを構築し、政策・法令規則の研究、業界自主規制などの業務を展開するよう指導する。 ➢ 各地の「対外貿易モデル転換・アップグレード拠点」の役割を発揮し、共通技術の研究開発、サプライチェーンの連携、物流、金融、国内外の法規制・標準の広報などに関する公共サービスや、新エネ車メーカー及び関連企業に対する検査・認証などのサポートを提供する。

【図表1】意見の主な内容（続き）

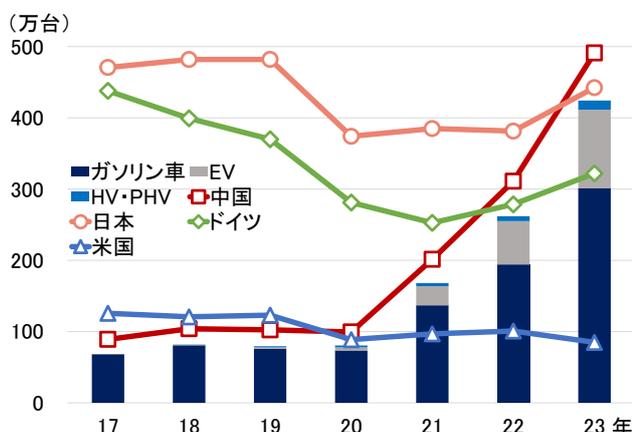
項目	主な内容
⑤良好な貿易環境の創出	14. 国際標準化と認定の相互承認を推進 ➢ 新エネ車及び動力電池分野の国際標準策定に積極的に参加する。新エネ車及び充電施設、動力電池などの分野における国内外標準の整合化を推進する。 ➢ 多国間・二国間の認定結果の相互承認に向けた作業を、実利主義で柔軟に展開する。
	15. 自由貿易協定の機能を十分に発揮 ➢ 発効した自由貿易協定を着実に実施し、新エネ車及び動力電池メーカーが自由貿易協定の優遇措置を十分に利用することを支援する。
	16. 輸出入管理政策を整備 ➢ 輸出秩序を規範化し、新エネ車の輸出に公正な競争環境を創出し、中国ブランドの良好なイメージを樹立する。
⑥リスク防止能力の強化	17. 多国間・二国間メカニズムの役割を十分に発揮 ➢ WTOのTBT（貿易の技術的障害）委員会などのプラットフォームと監査・監督役割を生かし、新エネ車、動力電池などの製品に公開性と透明性のある予想可能な国際貿易環境を創出。これにより、関連産業のグローバルサプライチェーンが安定して円滑に運転することを確保する。政府間の意思疎通を強化する。
	18. 海外貿易制限措置に積極的、適切に対応 ➢ 業界団体と企業が海外業界との交流、協力を積極的に展開するよう促し、企業による海外貿易制限措置への積極的な対応をサポートする。

（意見に基づき、中国アドバイザー一部作成）

近年、世界各国における低炭素社会に向けた取り組みを追い風に、新エネ車産業は急速に成長してきました。中国は新エネ車の主要生産国と消費市場となる中、中国製の新エネ車は国内需要を満たすと同時に、国際市場への輸出も着実に伸びています。これを背景に、商務部は新エネ車の輸出事業の健全で持続可能な発展を支援するため、この意見を公表しました。更に、商務部は今後、関係地方の政府部門とともに、意見を着実に実行していくとしました。

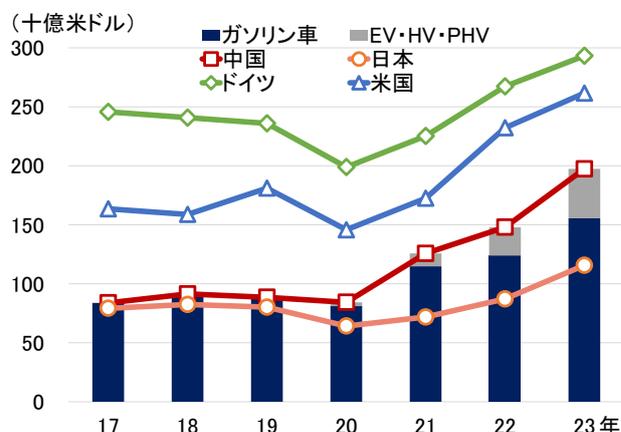
各国の自動車工業会などが公表したデータを見ると、中国の自動車輸出台数は23年に約500万台に上り、日本を抜き、初めてトップになりました。その中、電気自動車(HV・PHVを含む)の輸出台数も120万台を超え、自動車全体の輸出増加に寄与しました。一方、輸出台数が増加傾向を辿っていますが、海外ネットワークの整備や、金額ベースのシェア拡大、収益力の強化にはなお課題が残っているとみられます。世界主要国の自動車輸出台数・金額と中国の車種別輸出台数・金額の推移については、図表2と図表3をご参照ください。

【図表2】世界主要国の自動車輸出台数と中国の車種別輸出台数



注：米国23年のデータは11月までのもの。
 （日中の自動車工業会、ドイツ連邦統計局、BEA（米商務省経済分析局）に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表3】世界主要国の自動車輸出金額と中国の車種別輸出金額



注：金額は24年2月19日の為替レートで換算。
 ガソリン車はディーゼル車を含む。
 （中国税関総署、日本財務省、ドイツ連邦統計局、BEAに基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

『会社法の登録資本金登記管理制度の実施に関する国务院の規定（パブコメ稿）』の意見公募に関する国家市場監督管理総局の公告

（原文：市场监管总局关于公开征求《国务院关于实施〈中华人民共和国公司法〉注册资本登记管理制度的规定（征求意见稿）》意见的公告）

国家市場監督管理総局2024年2月6日公表

【主要内容】

- 23年12月29日に公表された改定後の会社法²が24年7月1日より実施することを受け、国家市場監督管理総局は24年2月6日、『会社法の登録資本金登記管理制度の実施に関する国务院の規定（パブコメ稿）』を公表し、意見を公開募集とした。意見公募の締切日は24年3月5日とする。この規定は会社法と同様に、24年7月1日より実施する。
- パブコメ稿は既存の有限責任会社による登録資本金の払込期限の適用について、3年間（24年7月1日～27年6月30日）の移行期間を設けた。即ち、有限責任会社の登録資本金の払込期限は最大32年6月30日までとする。
- 既存の有限責任会社の出資期間について、27年7月1日から起算し残存期間が5年未満である場合、出資期間の調整が不要となる。残存期間が5年を超える場合、移行期間内に残存期間を5年以内に調整しなければならない。
- 既存の有限責任会社が移行期間内にし出資期間を調整していない場合、登記機関は法に基づき90日以内にし出資期間を調整するよう要請することが可能である。出資期間は27年7月1日から起算し5年間を超えてはならない。
- また、既存の株式会社は27年6月30日までに全額出資しなければならない。
- 有限責任会社、発起設立または募集設立の株式会社は、会社登記を行う際、出資払込証明書を提供する必要がない。
- 出資期間が30年、または出資額が10億元を超える既存会社について、登記機関は株主の財力、主力事業、資産規模などの状況を踏まえ、登録資本の真实性について分析・判断することが可能である。登記機関は、会社に状況説明書の提供を要請し、専門機関による評価を手配し、または関係部門と共同で検討した上で、会社の出資期間、出資額が明らかに異常であると認定する場合、省級市場監督管理部門の同意を経て、法に基づき当該会社に6カ月以内に出資期間、出資額を調整するよう求めることが可能である。調整後の出資期間は、27年7月1日から起算し5年間を超えてはならない。
- 国家重要プロジェクトを行い、国の経済と民生または国家安全、重要な公共の利益に係る既存会社（民間、外資を含む）は、国务院主管部門もしくは省級以上の政府の同意を経て、従来の出資期間に基づき出資することが可能である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_f9f3f2d431474f0aa453786a9e5dd5cb.html

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 699 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0752-XF-0105.pdf>

産業政策

グリーン電力証書と省エネ・炭素排出削減政策の協働強化、非化石エネルギー消費の促進に関する国家発展改革委、国家統計局、国家エネルギー局の通知

(原文：国家发展改革委 国家统计局 国家能源局关于加强绿色电力证书与节能降碳政策衔接大力促进非化石能源消费的通知)

发改環資〔2024〕113号

国家发展改革委员会など2024年2月2日公表

【主要内容】

- 国家发展改革委员会は国家統計局、国家エネルギー局と連名で、化石エネルギーの消費を抑え、グリーン電力証書によるエネルギー消費抑制制度、炭素排出削減制度などへの適用を進めるための通達を公表した。
- 非化石エネルギーの消費をエネルギー消費量とエネルギー消費強度（単位GDP当たりエネルギー消費量）の抑制制度の計算対象から外す。取引されたグリーン電力証書に対応する電力量を省級政府の第14次五カ年計画期間（21～25年）の省エネ目標の評価対象に盛り込む。
- グリーン電力証書の取引範囲を拡大する。関連プロジェクトがグリーン電力証書を購入することを奨励する。輸出志向型企業と業界トップ企業によるグリーン電力証書の購入や、国有企業と事業団体による再エネ消費の拡大を後押しする。
- 中国グリーン電力証書取引プラットフォーム、北京電力取引センター、広州電力取引センターを中心にグリーン電力証書の取引を展開する。現段階、グリーン電力証書は1回しか取引できなく、第三者経由でのグリーン電力証書の買い集めと転売が禁止される。
- 各地は企業にグリーン電力証書の購入を指示したり、省域をまたいだグリーン電力証書の取引を制限したりすることが禁止される。グリーン電力証書の取引価格は市場原理に基づき決められる。国家发展改革委、国家エネルギー局はグリーン電力証書の取引価格に対するモニタリングを強化し、その価格が妥当なレンジ内に推移するよう誘導する。
- グリーン電力証書に基づいたグリーン電力消費の認証標準と制度、マークの明確化に取り組む。
- グリーン電力証書による全国的な排出権取引、温室効果ガス（GHG）自主的排出削減取引制度への組み入れを早期に検討する。
- カーボンフットプリントの算定におけるグリーン電力証書の適用範囲と認定方法を明確にする。
- グリーン電力証書の国際的な相互承認を推進する。グリーン電力証書の発行や算定、取引などの国際標準の整備を進め、世界における中国のグリーン電力証書の影響力と認知度を着実に向上させる。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/tz/202402/t20240202_1363856.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知らざる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。